

平成29年1月30日

氷見市長 本川 祐治郎 様

氷見市自治基本条例検討委員会

委員長 屋敷 夕貴



要望書

氷見市自治基本条例検討委員会では、平成27年7月に発足して以降、自治基本条例に関する意見交換や勉強会を重ねてまいりました。平成28年6月には、これまでの検討をさらに進めていくために提言書をまとめて提出いたしました。提言書にも記したとおり、提言書について補足的な議論を重ねながら具体的な条文の原案を作成し、さらに、提言書の内容や趣旨が十分に反映されているか、また、より多くの市民との対話を重ねながら条例をつくりあげていくこととしておりました。委員会としては、現状ではその後段の過程を十分に重ねられていないと考えており、委員会での検討を収束させる段階にあるとはいえません。そのため、委員の任期は本年度末までであります。要綱では条例の制定までとなっており、任期を延長して、より深く検討する時間をいただけますよう、要望いたします。

検討委員会としても、提言書の提出後も瓦版の発行、紙芝居の作成など努力してまいりましたが、条例案の検討そのものを深めることができず、忸怩たる思いを持っております。しかし、自治基本条例は、市政において最も優先されるルールであり、氷見市の未来を切り拓いていく指針とされる条例です。この重要な条例をより多くの市民と丁寧な対話を重ね、市民の理解を得て実効性あるものとしてつくりあげていくことが、委員長以下、委員の願いであり、市長が自治基本条例にかける思いとも真に一致するところと信じておりますので、来年度も引き続き検討を行うことができるようよろしくお願ひいたします。

